

令和8年度第1回 岩手県総合教育会議 会議録

1 開催日時

開会 令和8年7月21日（火）午前10時30分

閉会 令和8年7月21日（火）午前11時30分

2 開催場所

岩手県庁 3階 第一応接室

3 出席者

達 増 拓 也 知事

佐 藤 一 男 教育長

新 妻 二 男 教育委員

宇 部 容 子 教育委員

小 野 寺 明 美 教育委員

泉 悟 教育委員

山 口 研 介 教育委員

八重樫 幸治 副知事（※オブザーバー）

村 上 宏 治 ふるさと振興部長（※オブザーバー）

4 説明等のため出席した職員

松村教育局長兼首席サービス管理監、駒込教育次長兼学校教育室長、金森教育企画室長、
石川教育企画室教育企画推進監兼サービス管理監、大村学校教育室学校教育企画監、
佐々木学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、亀山学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、
田山学校教育室高校改革課長、藤原学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
菊池学校教育室生徒指導課長、菊地教職員課総括課長、内城ふるさと振興部副部長、
木村学事振興課総括課長、佐々木学事振興課特命課長

5 会議の概要

（知事挨拶）

達増知事：今年度の第1回の岩手県総合教育会議でございます。教育委員の皆様には、お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日の会議では、「多様な学びの場の確保」について、教育委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

不登校対策は、これまで、教育委員会において、市町村の校内外教育支援センターの設置・拡充、関係機関や民間団体等との連絡会議やフォーラムの開催、保護者等向け支援ガイドブックやポータルサイトによる情報発信の強化に取り組んできています。

今年度は、不登校児童生徒に配慮した柔軟な教育課程の編成が可能となる「学びの多様化学校」の県立高校への設置に向けた検討を開始しています。県立高校への「学びの多様化学校」設置の意義や、今後の取組への期待等について意見交換を行いたいと思います。

このほか、「学校における働き方改革の推進について」として、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定に係る報告も予定しています。どうぞよろしくお願いいたします。

（協議事項）

多様な学びの場の確保について

達増知事：それでは、次第3・協議事項ということで、「多様な学びの場の確保について」であります。それ

では、まず説明をお願いします。

田山学校教育室高校改革課長：それでは協議事項「多様な学びの場の確保について」御説明をさせていただきます。高校改革課長の田山と申します。よろしくお願いいたします。

資料は協議事項資料ということで、ファイルは02 というものです。

2 ページ目からですね、現状でございます。本県の不登校児童生徒数の推移ですが、棒グラフを御覧いただきまして、平成 27 年度、1,525 名から令和 6 年度 3,300 名余ということで、10 年で倍増しているような状況でございます。こうした状況を踏まえまして、3 ページにまいりますが、岩手県民計画第 2 期アクションプランの中で、冒頭知事からの御挨拶にもございましたような、様々な取組を行っているところでございます。第 2 期アクションプランは、令和 5 年度から 8 年度までのプランとなっておりまして、現在、来年度以降の第 3 期プランを策定中でございます。第 3 期プランの中でも、こういった背景を踏まえまして取組を強化していくということを予定しております。

4 ページ、こちら、知事からの御挨拶にもございましたが、情報発信の部分でございます。不登校支援ポータルサイトや支援ガイドブック等によりまして、広く県民に対して情報提供を行っているところで

す。

5 ページ目になります。こちら夜間中学校の話になるんですが、こちらは学び直しの場の検討といった観点から調査を実施しておりまして、調査対象のところを御覧いただきまして、D のところ。令和 5 年度調査から追加したんですが、現在不登校のため、中学校の授業が十分に受けられていない方を調査の対象に加えました。

この結果が次のページ、6 ページ目になります。令和 5 年度調査の結果でございます。回答数 293 ありまして、質問の 2 の中で、「夜間中学で学んでみたいと思いますか。または、まわりに夜間中学を必要としている方はいますか」という質問に対して、身近な人が必要としているという回答が 38 ございました。この 38 の内訳が下の箱囲みでございまして、この 38 人中実に 32 人が、現在不登校といった方の関係者であったという状況です。こういった状況を踏まえまして対応が必要であるということで、次の学びの多様化学校の設置につながっていくものでございます。なお、夜間中学のニーズにつきましては、今年度もまた調査を実施中でありまして、今後の在り方の検討材料とする予定としてございます。

それでは次のページにいただきまして、7 ページ目。ここからが学びの多様化学校の話になります。まずは概要ということで、令和 5 年度に不登校特例校から名称が変更になりました。文部科学大臣の指定に基づきまして、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別な教育課程を編成できるというものでございます。教育課程も含めまして指導上の工夫ということで、具体的には、例えば遅めの始業時刻の設定であったり、柔軟な時間割設定であったり、少人数指導、習熟度別指導、これは中学校などの学び直しも含みます。それから家庭訪問や保護者への支援、学校外の学習プログラムの活用などといった指導上の工夫とともに、他の生徒、他のコースであるとか、同じ学校でも別の課程の生徒さんもうらっしゃいますので、そういった子たちと対面しないような動線的な配慮が求められているところでございます。

8 ページ目にまいりまして、全国の設置状況でございます。まず地図の北海道の下のところにありますとおり、令和 8 年 4 月時点で 31 都道府県、12 政令市に、計 84 校でございます。84 校の内訳は左の表に移っていただきまして、まず、横で見ていただきまして、このうち、小学校が 8、中学校が 53 ありまして、高校は 14 です。縦で見ていただきまして、都道府県立は中学校で 2、高校で 2、計 4 という状況です。つまり都道府県立高校は 2 校という状況になります。この 2 校ですが、1 つは、令和 7 年度に設置された、福岡県立小郡高等学校、そしてもう 1 つは、今年度設置で、これから何か生徒を募集するような話を聞きましたが、大阪府教育センター附属高等学校、これは窓明（そうめい）分校というふうに読みます。「窓明」というのは地名ではなくて、まさに窓を開けていくというようなイメージで作った造語だというふうにお聞きしました。2 校が都道府県立高校でございます。

地図を御覧いただきまして分かりますとおり、本県、いまだ設置がないという状況でございまして、東北他県は、私立高校あるいは小中学校などでの設置という状況ですが、本県では市町村への働きかけ等もしてございましたが、なかなか設置が進まない状況もありますので、県立高校への設置をしようということ考えているところです。

次のページにまいりまして、小郡高校の事例を御説明させていただきます。小郡というのは、福岡県の南部でして、太宰府市と久留米市の間ぐらいの位置になります。全日制の高校なんですが、もともとあつ

た全日制の高校に、新たに「みらい創造コース」というのを設置したものです。対象として、中学校等において年間30日以上欠席又はそれに相当する者ということで、令和7年度の入学は40名、令和8年度は説明会に190組いらっしゃったそうです。そのうち61名が志願したというふうにお聞きました。4番目、学びの特長ですが、先ほど申し上げたように他のコースの生徒と動線を分ける、始業は普通よりちょっと遅い時間、45分授業の5コマ。それから学び直し科目であるとか、学習の振り返り、リフレクションなどを実施し、対人関係、ソーシャルスキルトレーニングなども取り入れているということで、こういったイメージを参考にしつつ、本県として、令和10年4月の設置を目指して、今検討しているところでございます。

その検討に当たりましては、10ページになりますが、設置検討会議ということで、大学の先生あるいは市町村教育委員会、中高校長等を構成員としまして、検討会議を開催してございます。第1回をこの4月に実施いたしまして、出た意見として、様々進学先があるということも含めて見せていく必要がある、どういう入試制度にするか、どういう学習内容にするかということを考えていかなければならない、といったような御意見をいただきました。

これらを踏まえまして、本県といたしまして、最後、11ページになりますが、今後のスケジュールでございます。今年度いっぱいかけまして、何回か設置検討会議で意見を聞いてまいりまして、どういった学校にするか、どういった入試制度にするかといったところを固めてまいりたいと考えております。

今年度中に、令和10年度の指定の申請という、文科省に対する手続きがありますので、それに向けて作業をします。来年度、令和9年度には、中学生に対して、こういった学校もあるよということを丁寧に周知してまいりたいというふうに考えておりますので、詳細を検討するとともに、周知、そして年度末には入試を迎えるということで、先ほど申し上げたように令和10年4月の設置に向けて、現在検討しているところでございます。説明は以上です。

達増知事：はい。というふうに準備が進んでいる「学びの多様化学校」でありますけれども、このことや、この背景になっているような不登校問題なども含めて御意見をいただければと思います。名簿順にお願いし、最後に佐藤教育長という順番でいきたいと思っておりますので、まずは新妻委員からお願いいたします。

新妻委員：それでは多様な学びの確保について、お話をさせていただきたいと思います。私の話は、まず多様な学びの確保に関する政策的な動向と、そこで求められている課題は何かということ。2つ目として、岩手県における多様な学びの確保の状況、それから問題点。最後に、これからの多様な学びの場の確保に関して期待したいことというふうに、お話をさせていただければと思います。

まず多様な学びの確保を巡る政策的な動向ですけれども、文部科学省が、この多様な学びの確保ということを政策として打ち出した契機は、2016年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、いわゆる「教育機会確保法」と言われているものですが、これがまず始まりだと思います。これを受けて、皆さんも御存知のように、文部科学省は、それまで学校復帰を目標としていた不登校支援に関する通知を廃止し、不登校支援の目標を、子どもの社会的自立に改めているというのが特徴でございます。

この教育機会確保法を具体化するために、2023年に公表されたのが、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」と言われるものです。これは英語の頭文字を取って、「COCOLO（こころ）プラン」というふうに名付けられているものです。この「COCOLOプラン」というものの目標が3つあります。1つ目が、今日話題になっている、多様な学びの確保に直結する「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」です。これが目標の第一になっております。今日は触れませんが、2つ目が、「チーム学校」で支援するとか、3つ目が、学校風土の見える化等を図るとか、そういうことが挙げられています。

この1つ目の「学びたいと思った時に学べる環境を整える」という目標を実現するための施策として話題になっておりますのが、不登校特例校です。これは2023年8月に「学びの多様化学校」というふうに名称が変わっておりますけれども、この設置促進を図る。2つ目に、校内教育支援センター、要するにスペシャルサポートルーム等の設置を促進する。3つ目、教育支援センター、これは従来、適応指導教室というふうに言ってきたものでございますが、この機能強化を図る。4つ目が、高等学校における柔軟で質の高い学びを保障する。5番目が、多様な学びの場、居場所の確保を図る。というものです。なお、この

「COCOLOプラン」の緊急対策として、2023 年 10 月に、「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」というものが公表されております。

こうしたことが緊急に打ち出された背景には、実は令和 4 年度に、毎年やっているものですが、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」が公表されたということもあります。その中身は、実は小・中・高の不登校児童生徒数、それから小・中・高校、特別支援学校等におけるいじめの認知件数、そしてその中の重大事態の発生件数、加えて、小・中・高の暴力行為の発生件数、いずれもが過去最多になってしまったと。この傾向は現在も続いておりますけれども、これが大きなきっかけになりまして、「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」が打ち出されたというふうに捉えていいのではないかと思います。

このパッケージの中の不登校緊急対策というものに焦点を置いてお話ししますと、この緊急対策は、先ほど述べた「COCOLOプラン」を、前倒しでとにかく実施しようというのが大きな特徴です。特に、その中で、「学びの多様化学校」について、早期に全都道府県、政令指定都市等に作るということが目標として掲げられていて、急速な整備が求められたというのが実情です。とはいえ、全国 300 校の設置目標があるというふうに言われておりますが、先ほど御紹介があったように、本年 4 月段階で設置数は 34 都道府県の 84 校という段階だということです。これが国の全体的な政策の流れと課題ということになります。

これに対して岩手県における多様な学びの確保状況はどうなってるかということでございます。これも簡単に御紹介しますと、先ほど来、述べられていますように、県においては、多様な学びの場の確保の中の、校内教育支援センターとか教育支援センターの設置は、相当進んできているという実態があります。その他に相談体制とかも進んでいるという実情です。ただ問題は、「学びの多様化学校」については、設置の動きが全く見えないというのがこれもまた実情の 1 つです。言うまでもありませんけれども、先ほど紹介があったように、本県の不登校児童生徒数も校種を問わずに増加している。そういうことを踏まえると、多様な学びの場の確保のための「学びの多様化学校」の設置は、やはり緊急の課題、あるいは先送りできない課題として、捉えておく必要があるのかなというふうに思っているところです。

とりわけ問題なのは、中学生の不登校の増加が著しいということでございます。多感な中学生にとって、将来の進路、進学に直接かわかる課題、問題でもあるし、本人はもとよりですが、保護者にとっても大きな不安あるいは悩みの 1 つになっております。その意味で、特に中学生にとって、多様な学びへのアクセスが保障されているかどうかというのは大変重要な課題だというふうに思っております。

しかしながら、残念ながら、先ほど述べましたように、小中学校の設置主体である市町村から多様化学校の設置の動きが、現段階ではなかなか見えてこないという状況下において、高校生を念頭に置いた多様化学校を作っていくということを、県が具体的に判断されたということについては、苦渋の選択であったとは思いますが、大いに評価し、また期待したいというふうに思っています。ちょっと戻りますが、実は教育機会確保法という法律は、義務教育段階を想定している法律です。であれば、まずは、義務教育段階の子どもたちの多様な学びの場の確保ということが第一義的な課題として想定されるはず、あるいはするべきだと思っております。とはいえ、今、高校生の不登校も増えてきているという現状の中では、増加している子どもたちにどう対応するのかということも課題になります。義務教育段階での市町村立の多様化学校も大いに望ましいところではありますが、現状に鑑みた場合、やはりできるところから、できるところで、多様化学校を実現していく、そういう点で、今回の県の判断には大いに敬意を表したいと考えているところです。

最後ですが、岩手県における多様な学びの場、多様化学校等に対する期待と希望を述べさせていただきます。1 点目は、新たに設置されるこの県立の多様化学校でございますが、これも先ほど来、述べられておりますように、今後先進地などの事例を参考にされるとは思いますが、今後続くかもしれない、あるいは続くであろう市町村立の多様化学校のモデルになる、あるいは先導的役割を担うという存在だということです。よって、先ほど話題になりました特別な教育課程とか、あるいはそういった子どもたちにふさわしい空間とか教室環境づくりとか、そういったことが大いに期待されているということでございますので、是非、丁寧な対応をお願いできればと思っています。

なお、更に将来に向けての期待ということになりますけれども、計画される県立の多様化学校の中に、可能であれば、将来、中学生対象の多様化学校も位置付けていただけるような工夫をしていただけないかと思っています。これは少し踏み込んだ物言いになりまして恐縮なんですけれども、今、小中学生の不登

校が増えている。ただし、小中学生対象の多様化学校の設置の見通しが今なかなかついていないという状況があります。加えて、既に県立の高校の附属中学校を県の方で設置しているということに鑑みますと、将来的には、この県立の多様化学校と、もう1つ、県立の中学生対象の多様化学校などということも、御検討の1つに加えていただければと思っています。

2つ目は、先ほど紹介した「COCOLOプラン」の中に出てきますけれども、多様な学びの場、居場所の確保ということも実は求められているということになります。ここに該当するのが夜間中学校設置とか、それから民間団体やNPOの運営するフリースクールとか、こういったあたりになると思います。今後、夜間中学へのニーズ調査を行われて、設置に向けた検討がなされるというお話をお聞きしたところですけれども、既に夜間中学校の設置促進が、国の第4期教育振興基本計画に位置付けられ、明文化されているということもあります。それに加えて、2016年に施行された教育機会確保法、この第3条の中に、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず夜間中学を作ってほしいということが謳われておりますので、夜間中学校は、結論から言うと外国籍であれ日本国籍であれ、義務教育を修了できなかった人たちの学びの場として位置付けています。加えて、これも先ほど県の方からお話が合ったように、不登校等の理由で十分通えなかった人たち、形式卒業者とも言われておりますけれども、この方々の学びの場、もっと言えば学び直しの場と言った方がいいのかもしれませんが、そういう位置付けにあるということも考えながら、夜間中学への対応を早急にお願いできればと思っています。一言加えると本県の義務教育未修了者が、確か2020年度の国勢調査で2万人を超えているというようなデータも出されたことがあります。こういったあたりも念頭に置きながら、是非対応をお願いしたいと思っています。

フリースクールについても一言述べさせていただきたいと思います。フリースクールを運営する民間団体、NPOさんとの交流とか、協議の場は設けられているところですが、このフリースクール等は、子どもたちの居場所としてだけでなく、今後、先ほど来述べている多様な学びの場の1つなんだということが、もっともっと強く打ち出されてくると思います。またそういった場として、どこまで私たちが関わっていくか、あるいは認めていくかということが、今後の課題になるのではないかと思います。あえて言えば、公教育の1つの場として認めるのか、公教育を補助する場なのか、公教育を補填する場なのかとか、いろんな位置付けができると思いますが、こういったことについても、今後、是非検討課題として加えていただければと思います。

大変長くなって恐縮ですが、最後に私が期待したいのは、岩手県の教育行政に関わってきた私の目から見ても、33市町村の教育委員会さんと年に数回協議の場を設けて情報交換とか課題の共有をやっていること。実はこのこと自体が他の都道府県さんからすれば珍しいことらしいのですけれども、この協議の場が、岩手県の教育行政全体をワンチームとして機能させる役割を担っているのだというふうに私自身は捉えています。今後もこうした協議の場を大いに活用していただいて、これまで述べてきた多様な学びの場の確保についても、大いに議論していただければ大変ありがたいと思っています。以上でございます。

達増知事：ありがとうございました。宇部委員お願いいたします。

宇部委員：不登校児童生徒数は、平成24年度以来、急増に転じ、右肩上がりに増加しています。また、低年齢化が顕著になり、直近10年で、小学生の割合は5.5倍に急増しているということです。この傾向は岩手も例外ではありません。東日本大震災から15年が経ちましたが、被災地では、経済面での不安定さが保護者の精神面に及ぼす影響が大きく、子どもたちの学校生活にも少なからず影響を与えているようです。このような中で、国は平成28年に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を制定し、不登校児童生徒に対する教育機会の確保について定めています。また、令和5年3月に「COCOLOプラン」、10月には、「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定し、対策に当たっています。

岩手県も、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関が協力して取り組むために、総合的な施策を実施しています。令和6年度からは、保護者の参加のもと、不登校支援フォーラムを開催し、多様な学びの場との連携を図りながら、岩手の不登校の現状や支援の仕組みなどについて情報を提供しています。今年度は、「子どもたちの社会的自立に向けた多様な学び支援ガイドブック」が作成され、保護者に紹介されました。この中では、学校外の多様な学びの場や居場所の紹介とともに、現在は不登校であっても、将来的に中学校卒業後に自分自身に合った進路実現ができるように、様々な進路先の紹介がされており、子どもたちに

希望を与えるものであると感じています。

不登校児童生徒の実態は様々であり、その主な要因は、人間関係の不調、生活リズムの不調、無気力、不安、抑圧などが挙げられています。学習や生活状況は、教室と校内支援センターの利用、校外支援センターの利用、フリースクール等の民間団体の利用、自宅での学習課題や、オンラインの利用などがあります。しかし、中には人との接触を嫌い、学ぶ機会を得ることなく、自宅に閉じこもっている児童生徒もいます。保護者は悩みながらも状況を打開するために、積極的に情報を得たり、学校や関係機関に相談したりする方がいる一方で、子どもにどう接していいかわからず、情報をもらっても一歩踏み出せずにいる方もいます。

岩手県の令和5年度の夜間中学に関するアンケートの結果から、現在不登校の学齢生徒の関係者の84%が、また個人調査にも夜間中学での学びを希望する回答がいくつか見られたとのことです。県で設置を検討中の「学びの多様化学校」については、人口減少が続く将来を見越して、既存の県立高校定時制通信制の活用や、予算、人的環境面等を考慮しながら、岩手の実情に合わせた、よりよい学びの場として検討いただく時期であると思っております。また、不登校の低年齢化が進む中で、小学校、中学校と義務教育の多くの時期を不登校で過ごしてしまう例も出ています。小学校での不登校傾向は、中学校でも継続しがちです。特に、小学生について、学校が一番身近にあり、保護者や子どもたちが安心して相談できる場所であればなりません。教師と子どもたちや保護者との信頼関係の構築を大切にし、教師は生徒児童のよき理解者であるように努め、担任のみではなく、学校組織として、関連機関との連携を大切に、子どもたちの学びの機会を保障する必要があります。

また、子育ては親育てと言われます。保護者は子どもに教育を受けさせる義務があり、悩んでいるのは自分だけではないことを忘れずに、信頼できる情報を積極的に活用し、学校や各相談機関を利用して、親子ともに前に進んでほしいと思います。岩手の将来を担う子どもたちが学びの機会を失うことなく、自分を大切に、1人でも多くが社会的に自立し、希望を持って進めることを願っております。以上でございます。

達増知事：ありがとうございます。小野寺委員お願いします。

小野寺委員：6月議会の質問の中で、状況の変化に応じた教育環境についての質問がありました。知事答弁で、「教育は、教育を受ける者の人格の完成を目指して、その成長を促す営みであり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、極めて重要な役割を有していると考えます。」と述べられました。全ての子どもが自分らしく学び、成長し、進路を切り拓いていくための教育環境づくりは、知事さんのおっしゃる一人一人の豊かで幸せな人生のために、とても重要です。

今、教育現場では、いじめや不登校の児童生徒が増えており、これまでも様々な対策を講じてきました。誰一人取り残されない学びのためには、多様なニーズに対応していかなければなりません。民間も含め、様々な関係機関と連携し、学びの場を確保していかなければならないと思っております。県が取り組んでいるものの1つに、不登校支援ポータルサイト、支援ガイドブックによる情報発信があります。昨年の不登校支援フォーラムでポータルサイトの使い方を紹介していたのですが、とても分かりやすく丁寧に作られており、今自分はどのような支援を必要としていて、どこにつながればよいのかを教えてくれる大きな手助けになるガイドだと思いました。これを子どもや保護者だけでなく、先生はもちろん、広く県民に情報発信していくことを続けていってほしいと思っています。

取組の中で、もう1つ充実させてほしいのは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他相談員さんの支援です。専門的見地から、不安や悩みを抱えている児童生徒の相談に乗ってもらい、学校と連携し、この学校と連携するということところがとても大事だと思っています。一人一人の適切な支援につなぐために、相談体制は大事だと考えます。いろいろな不登校の講演や、実際不登校の保護者さんのお話などを伺う機会がありますと、根気よく相談できる方が対応してくれたおかげで乗り越えられましたというお話をよく耳にします。この根気よく、諦めずにずっと側で見守ってくれる人、不登校の子どももその保護者さんも孤独にさせないということは、私はずっと前からこれはポイントだなと思っています。専門職の方の配置と人材の確保も重要になってくると思います。そのあたりをよろしくお願いしたいと思います。

最後に、私はどこでどのように学んでも、自分らしく幸せな人生を送れたならば、それでよいのではな

いかと思っています。もちろん、学校という、人を成長させてくれる、すばらしい場所があるので、そこで充実した生活を送ることができれば一番よいと思います。でも、たとえ学ぶ形や場所が少し違って、自分の道をそれからでも切り拓いていけるし、夢や希望を持っていくことには変わりありません。あのとき、諦めないで学んでよかったな、側でいつも見守ってくれた大人がいてよかったなと思えるような支援体制ができたらいと思っています。一人一人は大切な存在です。それぞれに合った学びの場で力をつけ、社会で自立していけるよう支援を皆でしていくことが大事だと思っています。以上です。

達増知事：ありがとうございます。泉委員お願いします。

泉委員：県内の不登校児童生徒数は、資料にもあるとおり 3,000 人を超えている現状にあって、一人一人の児童生徒に、学習の機会を保障するために、多様な学びの場を確保するという事は喫緊の課題だと思っています。県教委としても、一人一人の学びの保障と居場所づくりの支援実現のために、本当に様々な取組を展開し、また、学校現場でも、児童生徒が安心して学ぶことができる、魅力ある学校をつくるべく、別室登校、時差登校、オンライン学習など、一人一人に丁寧に向き合い、学びを保障する努力を積み重ねています。

しかし、この不登校の問題は、学校生活や社会生活からのストレスや、学校内における対人関係のトラブルなど、児童生徒の個人的な問題だけではなく、家庭や学校の内外の影響を受けて、複雑に絡み合った問題だけに、学校現場での丁寧な対応だけでは十分にカバーしきれていないという現状もあります。

私はここ数年、定時制通信制に在籍する生徒たちが参加する「生活体験発表」を毎年聞いていますが、発表する生徒の多くは、小中学校や高校での不登校の経験をしており、その中で、自分と向き合い、将来を考え、自分を変えるきっかけとして、定時制や通信制への進学や転学を選択し、少人数での学習環境や、幅広い年齢の方々との交流、アルバイトなどの就業体験を通して、少しずつ自信を取り戻し、将来の目標を見据えることができるようになったというような発表をしています。痛みを知るからこそ優しくなれるという言葉もありますが、私も定時制に2年間勤務した経験がありますけれども、そこで学ぶ生徒たちは、少人数という環境だからかもしれませんが、いろんな家庭環境や人間関係を抱えているからこそ、互いの生徒と適度な距離感を取りながら、みんなで協力して学校生活を送ろうと努力している姿をよく目にしましたし、そういった中で、新たに掲げた将来の目標を実現しようと、学校生活を送っていました。大きく変化し、成長する生徒たちを間近に見ながら、定時制の果たすべき役割や将来性に大きな可能性を感じていました。

いろいろな事情から、中学校で不登校となり、学校等から様々なサポートを受けて学習してきた生徒たちが、いざ高校への進学を考えたときに、たくさんの選択肢が準備され、多様な学びの場が確保されることは大切なことだと思います。多様な学びの場の設置が大きな課題となっている今だからこそ、このことと並行して、県内に8校ある県立高校定時制課程の魅力化を進め、新たな魅力を創出し、それをもっと中学校の先生方と中学生たちに伝え、高校進学や転学する際の選択肢の1つとして示すことも、より重要なことじゃないかなと思っています。多様な背景を持った生徒たちが同じ場で学び、ルールや協調性、基礎学力を身につける公教育としての定時制教育の在り方を、定時制の少人数教育と学び直しや手厚いサポートの強みも前面に打ち出しながら、多様な学びの場について、新たな場の創出だけではなく、併せて多面的に考えていくことが求められると思っています。以上です。

達増知事：ありがとうございます。山口委員お願いします。

山口委員：はい。御意見申し上げます。今は、自分の子どもが不登校だと言える保護者が増えてきているように思います。私もよく接するようになりました。これは、岩手県内でも不登校児童生徒数が増えてきているというのももちろん、その一因ではあると思うんですが、端的に言いますと、言いやすくなったという環境があると思います。この不登校の児童生徒が自分の家にいるということを隠してしまう状況というのは、多様な学びの確保にとっては大きな支障ですので、この確保に向けての第一歩というのが踏み出せている状況ではないかなというふうに感じています。

さて、多様な学びの確保という場合に向かうべき方向は、2つ考えられるのではないかと思います。1つは、学びの支障となるハードルを除去又は回避すること。もう1つは、多様な選択肢を準備し、

情報提供をするということ。この2つの方向性に分かれるように考えられます。

1つ目の学びの支障となるハードルを除去又は回避するというについて、御意見申し上げます。学ぶ意欲を持った児童生徒がいて、しかし学ぶに当たって支障となるハードルが存在してしまう場合があります。例えば、犯罪被害というレベルの問題に起因する場合、いじめ問題に起因する場合、学校内での人間関係に起因する場合、家庭環境や経済状況に起因する場合、又は児童生徒の特性に起因する場合など、その理由は様々考えられます。ただ、このようなケースで、多様な学びの場を確保するという事は、実際にその支障となるハードルを除去、回避し、学びを実現するというところまでが求められるように思います。そのために、現在、学校内としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家の関与により、学校生活における不安、悩みを解消する体制を整え、教育相談コーディネーター養成などによって、教員の先生方による不安、悩みの解消に向けても動いてくださっている状況です。また、オンラインやICTも活用することで、児童生徒の不安悩みを除去、回避して、学びを実現する方向でも検討いただいているところです。さらには、教育支援センター、フリースクールなどの民間団体、関係機関とも連携して、従来の学校だけではない、まさに多様な学びの場の確保のために動いてくださっていることも承知しています。これらの検討対応を更に推し進め、修正すべき部分は軌道修正しつつ、学びの意欲を持った児童生徒に対して、結果として、学びが実現できる状態を目指す必要がございます。

他方2つ目の、多様な選択肢を準備し情報提供するという事についても御意見申し上げます。前述のようなケースとは異なり、児童生徒に必ずしも学びの意欲が十分に醸成されていないという場合、学びの実現というところをゴール、成果と設定してしまうと、ある意味、多様性を否定することにもなりかねません。数十年前であれば、大人や社会が学びを児童生徒に与えるという感覚があったように思いますが、今は児童生徒が自ら考え、その意義を理解した上で学ぶということが尊重されているように思われます。若干乱暴な主張とも思われますが、このような状況のもと、必ずしも不登校を解消し学びを実現するということに、目標を設定するのではなく、多様な選択肢を準備し、十分な情報提供を行うというところまでを目標と設定し、児童生徒等の選択を尊重するという考え方も持つておく必要があるのではないかと思います。今後、更なる多様な学びの確保ということに向けては、いじめ対応、働き方改革なども関連させ、県立の学びの多様化学校設置も含め、児童生徒の皆さんに支援、選択肢、情報が行き届く状況にしていけることを期待しています。以上です。

達増知事：ありがとうございました。最後に佐藤教育長お願いします。

佐藤教育長：まず不登校児童生徒を含む全ての子どもたちの学びの確保のために、学校が児童生徒にとって安心して通える場になるような魅力ある学校づくりが重要であると考えております。児童生徒が、学校が自分にとって大切な意味のある場になっている、あるいは自分という存在が大事にされていると実感できることが大切と考えております。また、不登校は誰にでも起こり得ることを前提として、児童生徒の不登校の予兆を早期に把握するために、学校関係者、家庭、関係機関が情報共有し、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援をすることが重要であり、県教育委員会では、一人一台端末等を活用した心の健康観察、あるいは心の相談室を通じて、児童生徒からのSOSの早期把握、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、校内外の教育支援センターの設置の促進、教職員や教員を対象とした研修、それから庁内関係部局と連携して事務局内に心理職の職員を配置するなど児童生徒に寄り添った支援体制の充実に努めてきているところでございます。

また、不登校児童生徒にとって学習の遅れなどが学校への復帰の不安につながる場合もありますことから、オンラインによる学びの提供により、学習等に対する意欲や、その成果を認めることは、自己肯定感を高め学校への復帰や社会的自立を支援することにつながってまいります。このため小中学校におきまして一人一台端末を利用して、校内教育支援センターにいる児童生徒に対し、教室の授業のライブ配信やドリル教材等を活用した学習支援を行うなどの取組が行われております。また、県立高校におきましても、自宅や校内の別室にいる生徒に対し、オンラインで授業の配信を行うなど、不登校児童生徒に対する学びの提供に取り組んでおります。

先ほど委員からも紹介がありましたが、平成28年制定の教育機会確保法に、教育支援センターとともに位置付けられた不登校特例校、現・「学びの多様化学校」は、不登校児童生徒の実態に配慮して特別の教育課程を編成できる学校であります。全国的にも、先ほど事務局から紹介がありました、不登校が増

加しておりまして、その対策としまして令和5年3月に文部科学省が取りまとめた、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」、「COCOLOプラン」、それから同年6月に国の教育振興計画において、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、各都道府県、政令都市、1校以上の設置、それから将来的には全国で300校の設置を目指すということとされたものであります。

この多様化学校の対象となる児童生徒は不登校児童生徒である児童生徒又はその傾向が見られる児童生徒とされておりまして、冒頭事務局からも説明がありましたとおり、近年の中学生、高校生の不登校生徒数の増加傾向、あるいは他県の動向を見ましても、本県においても「学びの多様化学校」に対する一定のニーズが見込まれ、期待も寄せられているというところでございます。「学びの多様化学校」につきましては、全国で小・中・高の各校種によってその設置主体が中心となっており、それぞれ都道府県立、市町村立、私立として設置が進められているところでございます。

県教育委員会としましては、学校設置者として、県立高校に「学びの多様化学校」を設置することが適当であるというふうに考えまして、先ほど事務局から説明もありましたとおり、本年4月に有識者を交えた検討会議を設置するなど検討を重ねているところでございます。今後、教育内容や実施方法、安心して登校できる環境の整備、入試制度、職員配置など、先行県の事例も参考に、関係者等から意見を伺いながら、設置に向けた検討を進めてまいります。なお、市町村教育委員会と、設置検討段階から情報共有を図りながら、「学びの多様化学校」の円滑な設置運営が実現できるように取り組むとともに、県全体として、小・中・高校における不登校児童生徒の学びの確保が図れるよう、引き続き、市町村教育委員会と連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

達増知事：はい。それでは、何か加えたいことや、更に御意見などあればいただきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

新妻委員：1点だけ。先ほど、県立の「学びの多様化学校」をつくるということでございます。これは進めていただきたいと。ただ内容的に見ますと、いわゆる中学時代不登校及び不登校気味だった子どもたちを受け入れる学校として現在考えられているというのがメインのようなのですが、これも将来的な形だとは思いますが、高校入学前に不登校傾向があつて、今高校に入学してる子どもたちもいると。それから高校になってから不登校になった子もいると。そういった子どもたちが、いわゆる転学という形を取りながら、多様化学校が将来的に受け皿になれるかどうか、あるいはなつてほしいという面もあるんですが、将来像ではあります、そういった面も1つの検討課題にさせていただければいいのかなというふうに思います。よろしくお願いします。

達増知事：ありがとうございます。他にございませんでしょうか。ございませんようでしたら、私からもコメントさせていただきますと、まず、新妻委員から、文科省の教育機会確保法制定から始まる、不登校問題、いじめの問題から多様な学びの場の確保へという政策の流れを整理していただき、そして、学びの多様化学校の意義や、そこに期待するところをお話いただきました。そして、他の委員の皆さんからは、今、県内で行われているポータルサイト、ガイドブックなどの意義やその活用が期待されるということなどを指摘いただき、一方で、相談体制を強化する必要性や、また、定時制高校の意義なども御指摘いただきました。そして、山口委員からは、視座として、学びのハードルの除去、回避ということで、犯罪のような被害を受けているところから始まって、一方では、学ぶ意欲がない子どもでも居場所があって、多様な選択肢というのはそういったところまで入るのだということで、視座を広げていただいたと思います。

多様な学びの場の確保というのは、そういう広がりの中で、それぞれ、児童生徒、子どもに合わせて必要なものを用意していくということだと思いますし、それを可能にするには、やはり基本的に学校が放っておかないと言いますか、佐藤教育長から、学校としてやるべきこと、やっていることの整理をしていたいて、学校が安心安全で魅力があるようにするという、そういう基本をきっちり押さえながら、それでも学校に行けない子どもに対して、基本的に学校がつながって、相談を受けて、いろんな選択肢を提示できていくという、そういうところがやはり大事なんだなと思いました。どうしても学校につながれない、つながりたくない子どもや親というケースもありましようから、そこが、多様な選択肢の一方の端の方のケースではあるんでしょうけれども、そういうところも、学校あるいは行政が、直接、ないしそこでい

んなNPOとかフリースクールとか居場所を提供する主体との連携をしながら、学校に直接つながれない子どもや親も、何らかの形で学校が行政がつながれるようにして、誰一人取り残さないということなんだと思います。そういう中で、県が「学びの多様化学校」をつくるということですね、基本的に、その志はいい方向には進んでいると思いますので、うまくできて活用されればと思います。

(報告事項)

学校における働き方改革の推進について

達増知事：4 報告事項「学校における働き方改革の推進について」、5 分で報告をしてください。

菊地教職員課総括課長：教職員課の菊地でございます。それでは、学校における働き方改革の推進について、御説明いたします。資料は、ファイルナンバー03 の資料でございます。よろしくお願いします。

まず、「1」の改正給特法の概要にありますとおり、昨年、給特法の改正がありまして、学校における働き方改革を一層推進していくために、県教育委員会、そして市町村教育委員会のそれぞれに、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための実施計画というものを策定し、公表することが義務付けられました。この計画の内容と実施状況につきましては、総合教育会議に報告することも義務付けられておりますので、本日、県教育委員会としての対応状況について御報告をするものであります。

「2」の本県における対応についてであります。県教育委員会では、2024 年度から 2026 年度までを期間とする「教職員働き方改革プラン」により、取組を推進してきたところであります。今回の法改正に当たりまして、国の指針では、既存の計画を活用することも可能とされたことを受け、本県では、現行の働き方改革プランを、国の指針に即した内容に改訂したうえで、改正給特法に基づく実施計画として位置付けたところであります。

具体的な改訂の内容についてであります。1 ページの下のところ「個別の対応方針」と記載した表部分の主に右側の「本県における対応」の部分で御説明をいたします。まず、このプランが、改正給特法で策定を義務付けられた実施計画であることについて、文言を追加し明記いたしました。次に、業務量管理・健康確保措置の実施により「達成しようとする目標」についてであります。これまでの働き方改革プランの中で目標としてきた、「時間外在校等時間が月 80 時間以上の教員をゼロにする」とか、「業務への充実感や健康面での安心感など、ウェルビーイング向上に関する肯定的実感を向上させる」といった目標に加えまして、今回、国の指針を踏まえて、新たに、教員の「1 か月の時間外在校等時間の平均時間」という項目を追加しております。この項目につきましては、国では、令和 11 年度までに、全国においては 1 か月の時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にするという目標を掲げておりますが、本県の場合は、県立学校の教員について、この表の一番下「参考」のところに書いてありますとおり、既に令和 6 年度の実績で 26.7 時間ということで、30 時間を下回っている状況にありますので、こうした実績値を踏まえて、国の目標水準を上回る平均 25 時間程度を目指すという目標を新たに設定したところであります。

続きまして 2 ページを御覧ください。「業務量管理・健康確保措置の内容」、具体的な取組についてであります。従来の働き方改革プランにおいても、教員の業務の見直しやスタッフの配置、健康管理のための措置など、国の指針が求めている取組内容は概ね盛り込んでいたところではあります。今回の改訂では、学習状況調査の CBT 化や生成 AI などデジタルの活用による業務負担の軽減、あるいは採用選考方法の見直しによる教員確保策の強化など、新たな取組や拡充すべき取組等を追記し、働き方改革の一層の推進を図っていくこととしております。最後に、「その他必要な事項」についてですが、こちらにつきましては、国の指針を踏まえ、計画の実施状況等に関する総合教育会議への報告や、計画の進捗に関する総合調整を担う部署に関して追記を行ったところであります。

ここまですべて県教育委員会としての対応状況についてですが、「3」につきましては、県内の市町村教育委員会における対応状況について若干御説明いたします。冒頭でも申し上げましたが、今回の実施計画は、県教委だけではなく市町村教委においても策定が義務付けられたところであり、県教委としては、昨年度、計画策定に関する説明会の開催や相談窓口の設置などの支援を実施し、今年 4 月の時点で、全ての市町村教育委員会においてこの実施計画を策定済みであることを確認しております。今後は、市町村教育委員会における計画の進捗状況についても随時確認しながら、県全体として、教職員の働き方改革の取組を推進してまいります。

最後に、「4」その他ですが、今回改訂したプラン及び実施計画につきましては、期間が2026年度、今年度までとなっておりますので、2027年度以降を対象期間とする実施計画につきましては、今年度中に新たに策定することとしており、その内容につきましては改めて、本会議の場でも御報告をさせていただきます。説明は以上です。

(その他)

達増知事：それでは、議事5「その他」ですけれども、その他何かございますでしょうか。

それでは特になしということで、進行を事務局に引き継ぎます。

(閉会)

村上ふるさと振興部長：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回岩手県総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。